

太田川森林計画区

国有林の地域別の森林計画書（案）

〔 変 更 〕

計画期間 { 自 平成21年 4月 1日 }
 { 至 平成31年 3月31日 }

（平成21年12月 日変更）

近畿中国森林管理局

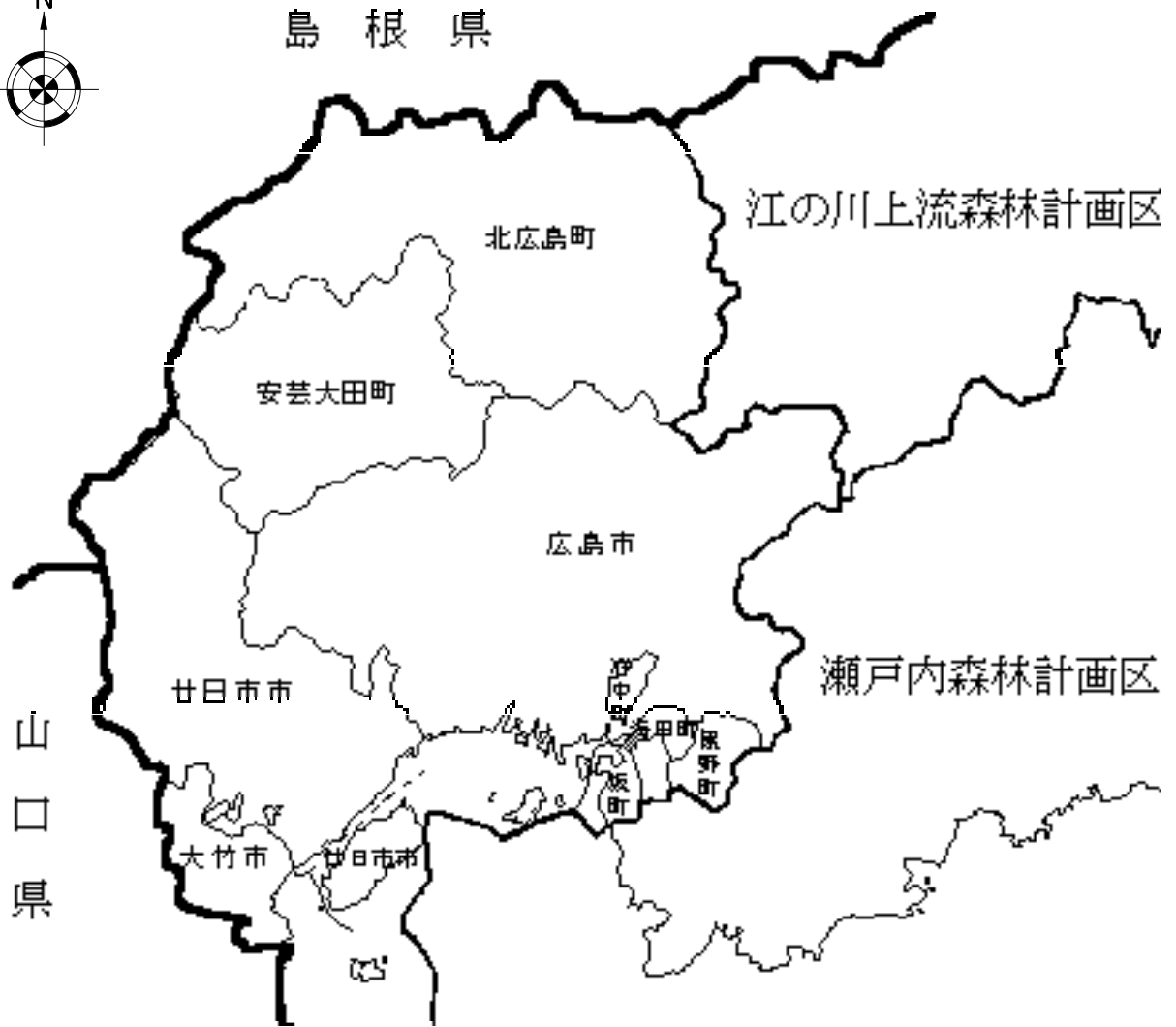
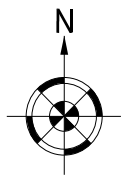
ま え が き

森林法第7条の2第1項の規定により樹立した既定計画を、同条の2第3項の規定において準用する第5条第4項の規定に基づき、次のとおり変更する。

(変更理由)

地域の実情に基づいて、林道の開設その他林産物の搬出に関する事項を変更する。

太田川森林計画区位置図



広島県

鳥取県



凡 例	
府 県 界	———
森林計画界	———
市 町 村 界	———

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課	長	山 口	輝 文	
	流域管理指導官		竹 井	正 治	
	計 画 部	部 付	笠 井	秀 則	
	課 長	補 佐	坪 木	直 文	
	企 画	係 長	植 田	修 司	(平成21年8月31日まで)
	企 画	係 長	高 井	和 巳	(平成21年9月 1日から)

2 樹立に従事した期間

自 平成21年 4月 1日

至 平成21年12月31日

目 次

Ⅱ 計画事項	1
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	1
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	1
別表 6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	1

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等については、別表6のとおり

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種類	位置 市町村	路線名	箇所数 及び 延長	利用区域		備考	
					面積	材積		
						針葉樹		広葉樹
開設	管理	広島市	押手山林道	(1) 0.6	208	56,615	1,562	
計				(1) 0.6	208	56,615	1,562	
拡張	基幹	廿日市市	中の甲亀井谷 (中の甲) 林道	(4) 0.2				
			中の甲亀井谷 (十方山) 林道	(1) 15.8				
		広島市	恵下谷林道	(1) 0.1				
		小計		(6) 16.1				
	管理	廿日市市	下山林道	(1) 6.6				
			下山林道支線	(1) 0.8				
			黒打山林道	(1) 1.5				
			篠ヶ原林道	(1) 4.5				
		広島市	笹ヶ丸山林道	(1) 4.8				
			笹ヶ丸山林道支線	(1) 0.1				
			第三奥井野林道	(1) 2.6				
			押手山林道	(1) 1.1				
			穴郷林道	(1) 8.1				
			白砂谷林道	(1) 0.1				
			根武谷林道	(4) 0.5				
			土山大谷林道	(1) 0.1				
		安芸太田町	一本松山林道	(4) 0.2				
		小計		(19) 31.2				
		計				(25) 47.3		

注：（ ）は箇所数